

京都市告示第 258 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 10 月 23 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西紫野緯 4 号 線	北区紫野大徳寺町 97 番地の 1 地先から	旧	メートル 31.90	メートル 5.85 ~ 5.95
	同区紫野上御輿町 30 番地の 3 地先まで	新	38.40	5.94 ~ 7.60

(建設局土木管理部道路明示課)